

法律援助基金の支出に関する規則（規則第一百十六号）中一部改正

法律援助基金の支出に関する規則（規則第一百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考第二項中「4,500円」を「4,950円」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第3 法律相談の支出基準（第2条関係）

事業区分	援助内容	費用相当分		弁護士報酬相当分	
		基準額 (消費税込み)	備考(全て金額は消費税込み。実費相当分として、以下の条件で加算する。)	基準額 (消費税込み)	備考(全て金額は消費税込み。以下の条件で加算する。)
各事業における法律相談（難民認定に関する法律相談を除く。）	法律相談	11,000円	①通訳費用として最初の1時間まで。延長10分ごとに1,100円を加算する。 ②通訳人の移動時間、待機時間等は支払対象外とし、1回当たりの上限額は27,500円とする。 ③通訳人の出張が必要な場合（弁護士の法律事務所と当該弁護士所属の弁護士会の会館以外の収容施設における法律相談を実施する場合は、5,500円を加算する。ただし、5,501円以上の交通費が必要なときは、11,000円を加算する。	5,500円	①最初の30分まで。 ②30分を超えた場合は、5,500円を加算する。1回当たりの上限額は、11,000円とする。 ③弁護士が各事業における法律相談を初めて担当する場合等であって、経験のある弁護士と共に法律相談を実施したときに限り、2人分の報酬を支出することができる。 ④出張して法律相談を実施する場合（当該弁護士の法律事務所、当該弁護士所属の弁護士会の会館・会員控室等、当該弁護士所属の弁護士会の法律相談センターその他常設・臨時設置の法律相談会場、当該弁護士所属の弁護士会の管轄地域内に所在する日本司法支援センターの事務所その他これに準ずる場所へ出張する場合を除く。）は、当該弁護士の法律事務所から法律相談を実施する場所までの移動時間に応じ、次のとおり加算する。なお、1日に同一の市区町村で複数件の法律相談を実施した場合は、1件分のみ加算する。 片道30分以上60分未満 5,500円 片道60分以上90分未満 11,000円 片道90分以上120分未満 16,500円 片道120分以上 22,000円 ⑤④の法律相談を実施する場所まで出張したが、やむを得ない理由により法律相談を実施できなかった場合は、費用相当分のみ支払うことができる。
難民認定に関する法律相談	法律相談	11,000円	①通訳費用として最初の1時間まで。延長10分ごとに1,100円を加算する。 ②通訳人の移動時間、待機時間等は支払対象外とし、1回当たりの上限額は27,500円とする。 ③通訳人の出張が必要な場合（弁護士の法律事務所と当該弁護士所属の弁護士会の会館以外の収容施設における法律相談を実施する場合は、5,500円を加算する。ただし、5,501円以上の交通費が必要なときは、11,000円を加算する。	5,500円	①最初の30分まで。 ②30分を超えた場合は、5,500円を加算する。1回当たりの上限額は、11,000円とする。 ③弁護士がこの事業における法律相談を初めて担当する場合等であって、経験のある弁護士と共に法律相談を実施したときに限り、2人分の報酬を支出することができる。 ④入管収容施設、空港・海港施設、刑務所・拘留所・留置施設・少年院・少年鑑別所、児童福祉施設その他の収容場所へ出張して法律相談を実施する場合（当該弁護士の法律事務所、当該弁護士所属の弁護士会の会館・会員控室等、当該弁護士所属の弁護士会の法律相談センターその他常設・臨時設置の法律相談会場、当該弁護士所属の弁護士会の管轄地域内に所在する日本司法支援センターの事務所その他これに準ずる場所へ出張する場合を除く。）は、当該弁護士の法律事務所から法律相談を実施する場所までの移動時間に応じ、次のとおり加算する。なお、1日に同一の市区町村で複数件の法律相談を実施した場合は、1件分のみ加算する。 片道30分以上60分未満 5,500円 片道60分以上90分未満 11,000円 片道90分以上120分未満 16,500円 片道120分以上 22,000円 ⑤④の法律相談を実施する場所まで出張したが、やむを得ない理由により法律相談を実施できなかった場合は、費用相当分のみ支払うことができる。

附 則

る。別表第一備考第二項及び別表第三の改正規定は、令和三年一月一日から施行す